

## 会議公開の取扱いについて

項目	取扱い	備考
傍聴の可否	可 ※会議の開催は, 市掲示場・ホームページで周知	「阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱」により, 審議会等の会議については原則公開とされている
傍聴を認める定員	2人	委員数と会場の規模を踏まえたもの
会議の撮影・録音	事務局において必要に応じて撮影・録音	傍聴者による録音・撮影は原則認めない
会議結果の公開方法	「議事概要」を作成し公開 ※市ホームページで公開	「議事概要」の内容については, 公開前に各委員において事前確認を実施する
議事概要における発言者名の取扱い	非公表	ただし, 情報公開請求があった場合はこの限りでない ※「公務員の当該職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名」については, 原則公開となる